

令和２年第２回山田町議会臨時会会議録（第１日）									
招 集 告 示 日		令和　２年　５月２１日							
招 集 年 月 日		令和　２年　５月２６日							
招 集 場 所		山田町役場５階議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会	令和　２年　５月２６日午前１０時００分					議 長	昆　暉雄
		閉 会	令和　２年　５月２６日午後　２時０９分					議 長	昆　暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席　１４名 欠席　　０名 欠員　　０名 凡例　出席　○ 欠席　△ （不応招）×		議 席 番 号	氏　　　名		出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏　　　名		出 席 等 の 別
		１	昆　　　清		○	８	佐 藤 克 典		○
		２	阿 部 吉 衛		○	９	木 村 洋 子		○
		３	吉 川 淑 子		○	１０	関　　　清 貴		○
		４	豊間根　　　信		○	１１	横 田 龍 寿		○
		５	菊 地 光 明		○	１２	坂 本　　　正		○
		６	黒 沢 一 成		○	１３	阿 部 幸 一		○
		７	山 崎 泰 昌		○	１４	昆　　　暉 雄		○
会 議 録 署 名 議 員		１３番 阿 部 幸 一		１ 番 昆　　　清		２ 番 阿 部 吉 衛			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名		事務局長		福 士 雅 子		書 記		黒 沢 和 也	
地 方 自 治 法 第 １２１条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例　出席　○ 欠席　△		職 名	氏　　　名		出 欠	職 名	氏　　　名		出 欠
		町 長	佐 藤 信 逸		○	健康子ども課長	濱 登 新 子		○
		副 町 長	甲斐谷 義 昭		○	建設課長	昆　　　健 祐		○
		副 町 長	吉 田 雅 之		○	都市計画課長	鳥 居 義 光		○
		技 監	赤 石 広 秋		○	上下水道課長	中 屋 佳 信		○
		総務課長	甲斐谷 芳 一		○	消防防災課長	福 士　　　勝		○
		財政課長	芳 賀 道 行		○	教 育 長	佐々木 茂 人		○
		復興企画課長	川守田 正 人		○	教育次長兼 学校教育課長	箱 山 智 美		○
		会計管理者兼 税 務 課 長	古 舘　　　隆		○	生涯学習課長	加 藤 紀 彦		○
		農林課長	佐 藤 篤 人		○				
		水産商工課長	野 口　　　伸		○				
		町民課長	川 口 徹 也		○				
長寿福祉課長	武 藤 嘉 宜		○						
議 事 日 程		別 紙 の と お り							
会 議 に 付 し た 事 件		別 紙 の と お り							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							

令和２年第２回山田町議会臨時会議事日程

(第１日)

令和２年 ５月２６日（火）午前１０時開議

・開 会

- | | |
|----------|--|
| 日 程 第 １ | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 ２ | 会期の決定 |
| 日 程 第 ３ | 報告第５号 令和元年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告について |
| 日 程 第 ４ | 議案第35号 山田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分
に関し承認を求めることについて |
| 日 程 第 ５ | 議案第36号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求
めることについて |
| 日 程 第 ６ | 議案第37号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め
ることについて |
| 日 程 第 ７ | 議案第38号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め
ることについて |
| 日 程 第 ８ | 議案第39号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第７号）の専決処分に関し承認
を求めることについて |
| 日 程 第 ９ | 議案第40号 令和元年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２
号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 日 程 第 10 | 議案第41号 令和元年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決
処分に関し承認を求めることについて |
| 日 程 第 11 | 議案第42号 令和元年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）
の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 日 程 第 12 | 議案第43号 令和元年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第３号）
の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 日 程 第 13 | 議案第44号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）の専決
処分に関し承認を求めることについて |
| 日 程 第 14 | 議案第45号 令和２年度山田町一般会計補正予算（第１号）の専決処分に関し承認
を求めることについて |
| 日 程 第 15 | 同意第１号 教育長の任命につき同意を求めることについて |

令和2年 5月26日

令和2年第2回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、令和2年第2回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関のビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

また、本町議会では、5月1日よりクールビズを実施しており、本会議中も同様の取扱いをしますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○

○議長（昆 暉雄）

ここで、山田町議会先例25により、4月1日付の人事異動に伴う幹部職員の紹介を行います。甲斐谷副町長、紹介願います。

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

それでは、ただいま議長からお話しのありましたように、4月1日付で人事異動がありましたので、報告したいと思います。

その中には、機構改革でなくした課、建築住宅課でございます。それから、新しく誕生させた課、都市計画課でございます。この新ポストでご紹介申し上げたいと思います。

まず最初に、香木技監の後任でございます新しい技監、赤石広秋でございます。国土交通省からの派遣でございます。

○技監（赤石広秋）

香木技監の後任で参りました赤石広秋と申します。技監という重責のある役職をいただき、今後勤務を邁進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続いて、異動した課長の新ポストでご紹介申し上げます。財政課長、芳賀道行。

○財政課長（芳賀道行）

芳賀です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、会計管理者兼税務課長、古舘隆でございます。

○会計管理者兼税務課長（古舘 隆）

よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、町民課課長、川口徹也でございます。

○町民課長（川口徹也）

よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、昇任して新しく幹部職員になった課長を紹介したいと思います。農林課課長、佐藤篤人でございます。

○農林課長（佐藤篤人）

佐藤です。よろしくお願いします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、同じく都市計画課課長、鳥居義光でございます。

○都市計画課長（鳥居義光）

鳥居です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

続きまして、教育委員会生涯学習課課長、加藤紀彦でございます。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

加藤です。よろしくお願いいたします。

○副町長（甲斐谷義昭）

以上で異動になった職員の紹介を終わらせていただきます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、13番阿部幸一君、1番昆清君、2番阿部吉衛君、以上3名を指名します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

日程第3、報告第5号 令和元年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告についてを議題とします。

報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(中屋佳信)

報告第5号 令和元年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告についてご説明いたします。

令和元年度山田町水道事業会計予算に計上しておりました資本的支出に係る建設改良費について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。令和元年度山田町水道事業会計予算繰越計算書であります。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、災害復旧事業費、翌年度繰越額3億5,685万5,000円、財源内訳は他会計補助金1,810万1,000円、国庫補助金2億7,318万7,000円、当年度損益勘定留保資金6,556万7,000円であります。

以上のとおり、令和元年度山田町水道事業会計予算繰越額の報告といたします。

○議長(昆 暉雄)

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

_____ ○ _____

○議長(昆 暉雄)

日程第4、議案第35号 山田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長(古舘 隆)

議案第35号 山田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求

めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が令和元年5月31日に公布され、同年12月16日に施行されたことに伴い、関係条項を整備したもので、去る3月27日に専決処分したものです。

それでは、資料の新旧対照表を御覧願います。アンダーラインを引いている部分が改正した箇所があります。第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。」を削り、「第3条」を「第6条」に改めたものです。

条例本文にお戻りください。施行期日ですが、この条例は公布の日から施行したものです。

以上、提案理由と改正内容についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。10番。

○10番 関 清貴議員

今の一連の流れについてちょっと確認したいのですが、この法律のほうは去年の令和元年5月31日に公布され、12月16日から施行と。ということは、3月議会等でこれを提案できなかったのかどうか。できなかった理由はどういう理由があるのか、この提案理由だけではちょっと私分らないので、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（古舘 隆）

議員おっしゃるとおり、今条例の根拠となる法律につきましては、昨年5月に公布され、12月に施行されております。本来であれば、3月の定例会等に提案するべきものだったと考えております。ちょっと理由等につきましては、詳細な部分はつかめていないところはあるのですが、今後につきましては適切な時期に条例改正をしたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第35号 山田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は承認することに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第36号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

議案第36号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布され、令和2年度の介護保険料を軽減するため所要の改正を行ったもので、去る3月30日に専決処分したもので、施行日は令和2年4月1日となっております。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、資料を御覧ください。アンダーラインを引いている部分が改正箇所であります。第3条中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、附則第9条の見出し中「平成31年度から平成32年度」までを「令和元年度」に、同条中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度」にそれぞれ改め、附則に1条を加え、第10条とし、保険料率の特例として、第10条第1項で、第3条第1号に規定する者についての保険料の保険料率を1万9,400円とし、第2項で、第3条第2号に規定する者についての保険料の保険料率を3万2,300円とし、第3項で、第3条第3号に規定する者についての保険料の保険料率を4万5,200円と規定したものです。

条例本文にお戻りください。改正附則の施行期日ですが、この条例は令和2年4月1日から施行したもので、改正後の山田町介護保険条例の規定は令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によると規定したものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。5番。

○5番菊地光明議員

条例そのものには何らご異議ないのですけれども、いつも思うのですけれども、条例を提案するとき、提案理由というのは重要なものを提案理由として掲げると思うのですけれども、今回の場合も4段目の所得段階が第1段階から第3段階までというのが全て抜けて説明しているのです。これがあつての後ろの説明ではないかと思うのですが、提案理由がちょっとこの頃、本来であればここに上がっている提案理由で全てが分かるような提案理由ではないとおかしいと思うのですけれども、そして上げた提案理由をこのように削除していいのでしょうか。担当課長は、それでいいと思っているのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

今議員おっしゃられたとおり、理由のほうには第1段階から第3段階とございますが、私の説明では説明を省いてございました。今議員おっしゃられるとおりだと思いますので、今後気をつけたいと思っています。申し訳ございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

いや、今後気をつけますではなく、この提案理由に書いてあるのは重要な案件だという認識がなかったからこうしたのか、それとも認識があつたけれども、削ったのか、その課長の判断を聞きたいのです。提案理由というのは、ここに提案されている理由が、言葉は悪いけれども、どうでもいい提案理由だからカットしたのだという受け方もできますので、それらをちゃんと答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

申し訳ございません。ここにつきましては、毎年度金額の改定をしてございまして、1度目の金額改定のときに、第1段階から第3段階までの各年度でというのを説明してございました。毎年のごとでございましたので、議員おっしゃるとおり、説明上は重要なものでございますが、省略をさせていただいてございました。特に説明が不要というふうには考えてはございませんので、申し訳ございません。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

議論すればするほど答弁おかしくなっていくから、議論がかみ合わないのだけれども、大事なことで、1回話しただけからもう省略したと、そんな答弁あるわけないでしょう。重要だから上げているのでしょう。1回すればいいということだ、これから全部のことに対して。それでいいの、本当に。議長、いいのですか、これで。1回したから、その後はやらなくてもいいというのであれば、提案理由出さなくてもいいのではないかと。本当にいいのですか、それで。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

ただいま課長のほうから答弁がありましたが、一部ちょっと理屈に合わない部分もありますので、私のほうからお答えしたいと思います。

提案理由は、事案によって様々であります。過去を振り返ってみて、提案理由をよく見ていただければ分かると思いますが、今回の場合、簡潔にやるのであれば、上の上位法の改正に伴い、町の関係条項を整備したものであると、それで足りるものであります。逆にこれは余計な部分が入って、親切な部分ということで解釈しているのだと思いますが、提案理由とはそういうものであります。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。5番、討論いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第36号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は承認することに決定しました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。日程第6、議案第37号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（古舘 隆）

議案第37号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）等が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、これらの法律に対応するため関係条項を整備したもので、去る3月31日に専決処分したもので、施行日は原則として令和2年4月1日となっております。

改正内容の説明は、新旧対照表での説明は省略し、主な改正部分の概要についての説明とさせていただきますので、新旧対照表の次にあります議案第37号説明資料、山田町町税条例等の一部を改正する条例の概要を御覧ください。今回の改正の主な内容は、個人の町民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置と、寡婦、寡夫の控除額の見直し、固定資産税における所有者不明土地等に係る課税の対応、国民健康保険税の課税限度額の引上げと減額基準算定の基準額の引上げ等であります。

改正される条項の順に主なものについてご説明いたします。初めに、第1条による改正（資料1関係）です。第27条、個人の町民税の非課税の範囲及び第34条の2、所得控除では、未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦控除額等を見直したもので、非課税の範囲から寡夫を除き、ひとり親を追加し、所得控除にひとり親控除を追加するものです。

第53条、固定資産税の納税義務者等では、調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することができる規定を、第70条の6、現所有者の申告では、登記簿上の所有者が死亡し、相続がされるまでの間において、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定をそれぞれ新たに設けるものです。

第85条の3、代替軽自動車等に対する種別割の減免では、災害により被災した自動車に代わるものとして取得した軽自動車等について、軽自動車税種別割の減免対象として町独自で新たに設けるものです。

第90条、たばこ税の課税標準では、軽量な葉巻きたばこの課税方式について、令和2年10月1日から2年間で見直すもので、3ページの第2条による改正でこれを規定するものです。

第136条、国民健康保険税の課税額では、国民健康保険税の課税限度額を見直すもので、基礎課税限度額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税限度額を「16万円」から「17万円」に引き上げるものです。

2ページを御覧ください。第147条、国民健康保険税の減額では、国民健康保険税の減額基準を見直すもので、所得算定において被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減では「28万円」から「28万5,000円」

に、2割軽減では「51万円」から「52万円」に改めるものです。

附則第5条の2、延滞金の割合等の特例及び附則第5条の2の2、納期限の延長に係る延滞金の特例では、租税特別措置法で定められた延滞金等の特例規定の改正に伴うものです。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合では、わがまち特例の固定資産税の課税標準の特例に対する改正で、第2項、指定物質排出抑制施設、第14項、水力発電設備及び第23項、ノンフロン製品に対する特例措置を削除し、第17項、特定水力発電設備及び第25項、浸水被害軽減地区の固定資産税の課税標準について、新たに特例措置を定めるものです。

附則第14条の8、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例及び附則第23条、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例では、特例措置の期間について3年延長するものです。

3ページを御覧ください。第2条による改正（資料2関係）です。第48条、法人の町民税の申告納付から第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金では、法人税法における連結納税制度の見直しに伴う対応として規定を整備するもので、令和4年4月1日施行となります。

第3条による改正（資料3関係）です。今回個人の町民税の非課税の範囲にひとり親を加えたことにより、山田町町税条例等の一部を改正する条例（平成31年山田町条例第9条）において、単身児童扶養者を個人町民税の非課税措置の対象に追加した改正規定を削るものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第37号 山田町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は承認することに決定しました。

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第38号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長（古舘 隆）

議案第38号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）等が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されたことに伴い、これらの法律に対応するため、関係条項を整備したもので、去る4月30日に専決処分したものです。

改正内容の説明は、新旧対照表での説明は省略し、改正部分の概要についての説明とさせていただきますので、新旧対照表の次にあります議案第38号説明資料、山田町町税条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

今回の改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、納税することが困難である納税者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を適用する特例措置の創設、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置の創設、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限の延長などであります。

改正される条項の順にご説明いたします。初めに、第1条による改正（資料1関係）です。附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合では、固定資産税の課税標準の特例に対する改正で、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋、構築物等に対する固定資産税の課税標準の特例を新たに設けるものです。

附則第18条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税では、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限を今年9月30日から令和3年3月31日へと六月延長するものです。

附則第46条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等では、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、今年2月以降納税者等が相当の収入の減少があり、納税することが困難であると認められるときは、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を新たに設けるものです。

次に、第2条による改正（資料2関係）です。附則第47条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例では、イベント等を中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用を新たに設けるものです。

附則第48条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等税額控除の特例では、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を新たに設けるものです。

条例本文2ページにお戻りください。施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定については、令和3年1月1日から施行するものです。

以上、提案理由と提案内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

第1条のほうですけれども、新型コロナウイルス感染症等に関わる先端設備等に該当する家屋及び構築物というのは、具体的にどういうものなのか分からないので、ちょっとお願いします。そういうものが山田にあるのかと、これからできる予定があるかどうか。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（古舘 隆）

お答えいたします。

先端技術等に関する部分につきましては、今回のコロナウイルスの蔓延のために、例えば異業種であった業者がマスクを作るために設備を導入したとかという部分に該当するかと思います。ちなみに、本町の場合は、現時点では該当する業種はないと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第38号 山田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は承認することに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第39号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（芳賀道行）

議案第39号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正予算は、令和元年度一般会計の最終的な予算調整を目的として編成したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月26日に専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ10億9,988万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億8,353万7,000円としたものであります。

歳入歳出予算の説明の前に、9ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正です。9ページから14ページまでに記載のとおり、令和元年度中の事業完了が困難と見込まれる40事業を追加し、15ページを御覧ください、繰越予算として議決されている事業のうち、記載した3事業について金額を再精査し、変更したものであります。

17ページをお開きください。第3表、地方債補正及び以降の職員の人件費に係る部分については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により目の増減額が1,000万円以上の主なものについて説明いたします。

初めに、歳入であります。21ページをお開きください。1款町税、1項町民税、1目個人2,011万6,000円の増額は、1節の町民税（個人）現年課税分の増などによるものであります。

2目法人1,483万円の増額は、1節の町民税（法人）現年課税分の増などによるものであります。

2項1目固定資産税6,537万円の増額は、1節の固定資産税現年課税分の増などによるものであります。

24ページをお開きください。6款1項1目地方消費税交付金2,663万3,000円の減額は、1節の地方消費税交付金の減によるものであります。

26ページをお開きください。10款1項1目地方交付税4,829万2,000円の減額は、1節の震災復興特別交付税の減などによるもので、その内訳は特別交付税が1億3,184万4,000円の増額、震災復興特別交付税が1億8,013万6,000円の減額で、これにより令和元年度の交付額の総額は普通交付税28億

5,694万9,000円、特別交付税 3 億1,184万4,000円、震災復興特別交付税 7 億9,856万9,000円、合計39億6,736万2,000円となるものであります。

次に、28ページをお開きください。14款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目農林水産業費国庫負担金7,175万5,000円の減額は、4 節の林道施設災害復旧事業国庫負担金の減などによるものであります。

5 目土木費国庫負担金1,926万8,000円の増額は、2 節の公共土木施設災害復旧事業国庫負担金の増によるものであります。

次のページを御覧ください。2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金1,504万4,000円の減額は、5 節のプレミアム付商品券事業費国庫補助金の減などによるものであります。

3 目衛生費国庫補助金2,134万8,000円の減額は、4 節の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の減などによるものであります。

5 目土木費国庫補助金8,526万5,000円の減額は、1 節の公共土木施設災害査定設計委託費国庫補助金の減などによるものであります。

31ページをお開きください。15款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費補助金6,555万1,000円の減額は、次のページ、5 節の被災者住宅再建支援事業費補助金の減などによるものであります。

4 目農林水産業費補助金6,140万1,000円の増額は、2 節の次のページ、林道施設災害復旧事業補助金の増などによるものであります。

6 目土木費補助金3,795万9,000円の減額は、3 節の生活再建住宅支援事業補助金の減などによるものであります。

3 項委託金、1 目総務費委託金1,025万8,000円の減額は、次のページをお開きください、8 節の参議院議員選挙事務委託金の減などによるものです。

2 目民生費委託金1,091万8,000円の減額は、2 節の災害救助等委託金の減によるものであります。

次のページを御覧ください。17款 1 項寄附金、2 目総務費寄附金2,225万7,000円の減額は、1 節のふるさと応援寄附金の減によるものです。

36ページをお開きください。18款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 2 億9,249万9,000円の減額は、1 節の財政調整基金繰入金の減によるものです。これにより、歳出の積立分を加えた令和元年度末の現在高は63億5,900万円程度となる見込みです。

5 目復興交付金管理運営基金繰入金 1 億6,516万円の増額は、1 節の復興交付金管理運営基金繰入金の増によるものです。これは、今年度の復興交付金事業の確定に伴うものであり、これによる年度末の現在高は52億1,000万円程度となる見込みです。

6 目復興まちづくり基金繰入金 2 億7,864万9,000円の減額は、1 節復興まちづくり基金繰入金の減によるものであります。これによる年度末の現在高は15億9,400万円程度となる見込みです。

8 目公共施設等整備基金繰入金4,717万8,000円の減額は、1 節の公共施設等整備基金繰入金の減によるものであります。これにより、歳出の積立分を含めた年度末の現在高は 7 億2,700万円程度となる

見込みです。

9目ふるさと応援基金繰入金1,981万9,000円の減額は、1節ふるさと応援基金繰入金の減によるものであります。これにより、歳出の積立分を含めた年度末の現在高は1億1,000万円程度となる見込みです。

39ページをお開きください。21款町債の部分については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。44ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費4,403万9,000円の減額は、19節の次のページ、プレミアム付商品券事業費補助金の減などによるものであります。

46ページをお開きください。19目財政調整基金費3億9,966万8,000円の増額は、25節の財政調整基金積立金の増によるものであります。

51ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,489万円の減額は、21節の災害援護資金貸付金の減などによるものであります。

53ページをお開きください。2項児童福祉費、5目子育て支援事業費1,060万6,000円の減額は、19節の一時預かり事業補助金の減などによるものであります。

54ページをお開きください。4項1目災害救助費1,121万5,000円の減額は、15節の仮設住宅災害復旧工事費の減などによるものであります。

次のページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,430万8,000円の減額は、13節の定期予防接種委託料の減などによるものであります。

57ページをお開きください。1項保健衛生費、6目環境衛生費1,465万6,000円の減額は、13節の災害廃棄物処分等業務委託料の減などによるものであります。

2項清掃費、2目塵芥し尿処理費1,131万8,000円の減額は、19節の宮古地区広域行政組合（衛生関係）負担金の減によるものであります。

59ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,037万6,000円の減額は、19節の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の減などによるものであります。

60ページをお開きください。2項林業費、2目林業振興費1,230万1,000円の減額は、13節の農林業系廃棄物運搬処分業務委託料の減などによるものであります。

次のページを御覧ください。3項水産業費、6目漁業集落防災機能強化費4,975万7,000円の減額は、15節の袴田避難施設建設工事費の減などによるものであります。

62ページをお開きください。7款1項商工費、2目商工業振興費3,257万4,000円の減額は、19節の中小企業被災資産復旧事業費補助金の減などによるものであります。

次のページを御覧ください。4目観光費6,688万9,000円の減額は、15節の前県立山田病院解体工事費の減などによるものであります。

6目旅行村管理費1,323万5,000円の減額は、次のページをお開きください、15節の海洋性体験型観

光拠点施設建設工事費の減などによるものであります。

次のページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費1,165万1,000円の減額は、15節の桜山トンネル歩道転落防止柵設置工事費の減などによるものであります。

66ページをお開きください。4項都市計画費、2目土地地区画整理費1億739万2,000円の減額は、15節の区画道路築造等工事費の減などによるものであります。

次のページを御覧ください。4目防災集団移転費1億3,917万9,000円の減額は、次のページをお開きください、23節の防災集団移転促進事業財産処分返還金の減などによるものであります。

次のページを御覧ください。6項住宅費、2目住宅支援費5億2,214万1,000円の減額は、19節、被災者住宅再建支援事業補助金の減などによるものであります。

71ページをお開きください。9款1項消防費、3目消防施設費2,237万円の減額は、17節、第7分団消防屯所用地取得費の減などによるものであります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費2,720万6,000円の減額は、14節、次のページをお開きください、校務支援システム使用料の減などによるものであります。

2項小学校費、1目学校管理費2,671万4,000円の減額は、次のページ、15節の屋内運動場外壁改修工事費の減などによるものであります。

76ページをお開きください。5項社会教育費、2目文化費1,133万7,000円の減額は、7節の臨時職員賃金の減などによるものであります。

次のページを御覧ください。6項保健体育費、3目学校給食施設費2,037万2,000円の減額は、次のページをお開きください、13節の給食調理業務委託料の減などによるものであります。

7項1目コミュニティ対策費2,724万4,000円の減額は、15節のふるさとセンター漏水修繕工事費の減などによるものであります。

80ページをお開きください。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費6,869万4,000円の減額は、13節の堆積土砂排除委託料の減などによるものであります。

81ページの最終行を御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10億9,988万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億8,353万7,000円としたものであります。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。5番。

○5番菊地光明議員

私から二、三点お願いします。

まず、1点目ですけれども、今回の専決補正に繰越明許費が掲載されていますが、今年度は事故繰越はなかったのかということを確認したいと思います。

次は、歳入ですが、35ページ、ふるさと応援寄附金が2,200万円減額になって、5,774万3,000円にな

っていますが、これは決算に出てくると思うのですが、最終的に山田プライドにやっているこれが、応援寄附金がこの金額だったということで確認してよろしいでしょうか。

3つ目ですが、59ページの……

○議長（昆 暉雄）

何ページですか。

○5 番菊地光明議員

ちょっと待って。国庫補助金との兼ね合いなのですから、28ページの林道施設災害復旧費もあるのですけれども、これに関わって、林道施設の災害復旧と同様に、先日の山火事のことについて詳細を教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

今5番議員から、先日の山火事については全員協議会で説明する予定になっておりますので、それをお願いしたいと思っています。

（「いやいや、駄目です」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

駄目だというのは、どういう理由で駄目ですか。5番。

○5 番菊地光明議員

これは、2回目ではないですよ。

○議長（昆 暉雄）

はい。

○5 番菊地光明議員

私が言うのは、議会が終わってからの全員協議会だと議会での質問ができなく……あしたも議会があるのであれば分かるのですけれども、今日の場合は議会が終わってからだと、もう議会での質問はできないということです。ですから、議会中に聞くには、今しか聞けないかなと思って今質問したのですが、それは許されませんか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時53分休憩

午前11時12分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

ただいまより暫時休憩をし、全員協議会を開き、全員協議会で火災の関係について説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 12 分休憩

午前 11 時 47 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

5 番、菊地議員の 3 点の質問の答弁を求めますが、3 点目の山火事については取消しをいたしますので、答弁願います。財政課長。

○財政課長（芳賀道行）

事故繰越はないかとのご質問であります。事故繰越につきましては、次回の定例会にて、繰越計算書にて改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

2 点目のふるさと納税についてでございます。補正のほうでマイナス 2,200 万円ほど減額しておりますが、これはふるさと納税目標額が 8,000 万円で行ってまいりました。そして、町のほうに寄附されたお金というのが 5,774 万 3,000 円ほどになります。山田プライドのほうに支払うのかというところですが、歳出のほうで、こちらは委託料で山田プライドのほうに支払うと。この全額ではなくて、10%になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番菊地光明議員

1 点目の繰越しにつきましては、了解しました。

2 点目のふるさと応援寄附金、当初予算 8,000 万円で最終的に 5,700 万円、これで元年度は終了なのだけれども、元年度のそもそも当初の目標は 1 億円だったのですけれども、それについても山田プライドのほうで頑張りますということだったのですが、やはり今はコロナで被害を受けているところは、コロナ対策のふるさと応援寄附金をお願いしているところもあるので、これからの今後の予定として、これを見ると今年度はまたプラスになるのか、マイナスになるのか、担当課はどう考えているのか教えてください。どう考えているのではない、どう見積もっているのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

当然目標は高く持ちたいなというふうには思っております。本年度については、ふるさと納税ができるサイトですか、そちらのほうをちょっと増やして間口を広げたいと。あわせて、今までのふるさ

と納税の特産品の数についても、現在も76ぐらいまで伸びてきていると、増えているという状況ですので、ぜひ何とか8,000万円、1億円というふうに目標を持って、そこに向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

私からは、起債のほうの関係なのですが、19ページ、三陸鉄道災害復旧事業の起債の限度額が変更になって、予算書のほうにもそれが載っているのですが、この事業費というのは、これは一つの例を挙げれば、宮古地区広域行政組合の負担割合みたいな感じで、各市町村に工事費に応じて割り当てられるのか。そしてなおかつ、その事業の内容は国庫補助金も入って、山田町分の単独分をこうやって起債を起しているのかどうか、その辺を確認したいと思います。

そして、2つ目が26ページの地方交付税なのですが、普通交付税が28億円ということの説明があったのですが、地方交付税28億円だと、多分ちょっと減額になっているのかなと思うのですが、前年度と比較して何%減っているのか、その辺を教えてください。

歳出もいいのでしたっけ。

○議長（昆 暉雄）

歳出ではなく、歳入だけ。

○10番関 清貴議員

以上です。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

三陸鉄道の災害復旧の負担割合ですが、これは出資割合、財政力指数、人口、駅の数等で案分されております。沿岸の三陸沿線の10市町村、久慈、野田、普代、田野畑、岩泉、宮古、大槌、釜石、大船渡、山田でそれぞれ事業費を案分しております。事業費については、おおむね20億円ということで、国が2分の1、県が4分の1、沿線市町村が4分の1の負担ということになっております。これについては、交付税措置されるということになっておりますので、町の負担は現在4,300万円ほど負担として割り当てられておりますが、実質的な負担とすれば約200万円ほどになるということになってございます。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（芳賀道行）

地方交付税の普通交付税の内容につきましてであります。毎年毎年、減少傾向は続いております。

平成30年度と比較して、令和元年度決算見込みベースで0.7%前後の減額ということになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

それでは、三陸鉄道のほうの起債の関係なのですが、交付税で見られると。この交付税は、何の種類によって来る交付税に見られる予定なのでしょうか。そして、実質200万円ぐらいの町単独が出てくるということで、これは市町村の区域の中で被災を受けたという要件というのはどの程度、全て、100%その市町村が持つことになるのかどうかということを1点。

あと、交付税については分かりました。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

交付税の種類ですが、普通交付税でございます。95%が交付税措置されるということになります。各市町村ごとの負担割合ですが、起債の種類は災害復旧債ということになります。負担割合については、それぞれの負担額を出資割合、財政力指数、人口、駅数等で均等に割っていくということになります。

○議長（昆 暉雄）

時間が早いですが、昼食のため休憩をいたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

歳出全款の質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

私からは、77ページの教育費の保健体育施設費、町民総合運動公園人工芝チップ補充業務と町民総合運動公園野球場芝生管理業務なのですが、これら業務委託をいたしまして良好な状態になっていると思いますが、今年度はご存じのようにコロナの関係で公共施設は使えないと。それで、今のこれらの施設の状況は、専決で予算をつけてやった効果が出ているかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

ただいまの芝管理の関係でございますが、現状では非常に安定した形で、腐食している部分はあるんですが、現状は維持をしていると、十分管理はできているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

分かりました。ぜひそのような良好なコンディションの下で、子供たち、社会人等が野球とかサッカーするためにも、良好な状態でできるような施設を維持していただきたいと思います。

そのようなことを、これは令和元年度の専決なのですけれども、最終の補正なののですけれども、これからやるにいたしましても、今後の施設を管理するための指針というか、考え方というのを一言お聞かせ願いたいと思います。

以上で質問を終わります。一言で終わります。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（加藤紀彦）

しっかりと適正な維持管理に努めていきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番 黒沢一成議員

45ページの上のほうなののですけれども、プレミアム付商品券の補助金が結構減額になっているのですけれども、この商品券が何%ぐらい売れたのかについてお願いします。売れ残ったのはどういう要因かをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

プレミアム商品券の関係でございます。実際に申請手続等をされた方については、人数は1,465人というふうになっております。そして、率にすればおよそ30%という結果が出ております。

次に、減額についてでございますが、まずプレミアム付商品券事務費補助金、これにつきましては商工会のほうに事務を委託しているのですが、その事務費の再計算というか、それによって減額になったというところでございます。

そして、その下の事業費補助金、これはプレミアム分と。当初2,200万円ほど見ていたのですが、先ほど申したとおり、利用者が30%ぐらいだったというところで、それに伴う減額ということになりま

す。

以上です。

(「30%と少なかった要因は」と呼ぶ者あり)

○水産商工課長（野口 伸）

まず、今回のというか、昨年度実施したプレミアム商品券については、消費税に伴う実施というところで、対象になったのが町民税非課税世帯、そして子育て世帯というところでした。全町民を対象にしたわけではなく、そういった意味でも伸びなかった部分もあるというところでした。当然手出しで2万円を出して購入するというような形ですので、なかなか厳しい部分もあったのかなというふうには捉えております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番黒沢一成議員

商品券の有利なパーセントが多分1割とか、そんな感じだったように思うのですけれども、また同じようなプレミアム商品券の企画が出た場合に、同じような形でやると売れ残る、そしてこの補助金を返さなければならないような形になるのではないかと思います。次回やる時には、対象者を限定するのは去年やったのと同様でいいと思うのですけれども、得する割合を少し増やして、皆さん、対象者の方にぜひ利用してもらえようにしたほうがよいと思うのですけれども、また同じような企画が出た場合どうするのか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

今回のプレミアム商品券なのですが、2万円を購入すれば2万5,000円分の買物ができるというような内容でした。プレミアム商品券の制度について、今後実施する可能性というのはないわけではないと。現在コロナウイルスの関係で、いろんなところでそういったものを実施するところがあるんだんに出てくるのかなというふうなところで、そういった状況も注視しながら今後判断していくということになろうかと思います。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番黒沢一成議員

2万円が2万5,000円ということで、私が思っていたより有利なようなのですけれども、2万円を1万円からにすると、次回はもっと利用してもらえようにお願いします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第39号 令和元年度山田町一般会計補正予算(第7号)の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は承認することに決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第9、議案第40号 令和元年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(川口徹也)

議案第40号 令和元年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正は、令和元年度予算の最終的な調整を目的としたもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,347万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,658万7,000円としたもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月26日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。5ページを御覧ください。歳入であります。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税554万円の減額は、3月末及び出納閉鎖までの収納額を見積もったものであります。

7ページを御覧ください。4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金8,811万9,000円の減額は、元年度交付額の決定に伴うものであります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金657万円の減額は、主として国保事業に係る事務費及び出産育児一時金の確定見込みによるものであります。

次に、歳出であります。11ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費361万4,000円の減額は、13節、保険者事務電算化共同処理委託料の減などによるものです。

12ページを御覧ください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費5,089万円の減額、2目退職被保険者等療養給付費399万4,000円の減額、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1,844万5,000円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

13ページを御覧ください。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金589万6,000円の減額は、支出額の確定見込みによるものであります。

16ページの最終行を御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,347万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,658万7,000円としたものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。10番。

○10番 関 清貴議員

それでは、6ページの国庫支出金、災害臨時特例補助金、これなのですけれども、これはどのような補助金の内容で、どのようなのに財源充当したのか教えてください。

あともう一つは、13ページの2款保険給付費の出産育児一時金が出ているのですが、令和元年度の国保の場合と、あと全体の場合の出生者数を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町民課長。

○町民課長（川口徹也）

災害臨時特例補助金についてですが、台風第19号災害の保険減免及び一般負担金の減免に充てております。

出産育児一時金のほうにつきましては……少々お待ちください。

○議長（昆 暉雄）

ゆっくりでいいから。

それでは、出生のほうを先に答弁してください。

○町民課長（川口徹也）

国保の出生については6名でございます。全体の出生者につきましては61人となっております。以上です。

（「年度でね」と呼ぶ者あり）

○町民課長（川口徹也）

年度で。すみません。暦年でございます。

（「暦年で61名と6名なわけだ」と呼ぶ者あり）

○町民課長（川口徹也）

はい。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと時間かかるので、質問あれば。10番、あとありませんか。

（「議長、オーケーです。みんないただきました、答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

そうですか。

5番、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第40号 令和元年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は承認することに決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第10、議案第41号 令和元年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（川口徹也）

議案第41号 令和元年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正は、令和元年度予算の最終的な調整を目的としたもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ557万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,746万5,000円としたもので、地方自

治法第179条第1項の規定により、令和2年3月26日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。5ページを御覧ください。歳入であります。1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料857万円の増額、2目普通徴収保険料137万7,000円の減額は、保険料の収入額を見積もったものであります。

6ページを御覧ください。5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金87万2,000円の減額は、保険料還付額の確定見込みによるものであります。

次に、歳出であります。9ページを御覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金737万9,000円の増額は、納付金の確定見込みによるものであります。

10ページを御覧ください。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金124万4,000円の減額は、保険料還付額の確定見込みによるものであります。

11ページの最終行を御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ557万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,746万5,000円としたものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第41号 令和元年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は承認することに決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第11、議案第42号 令和元年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

議案第42号 令和元年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正は、令和元年度予算の最終的な調整を目的としたもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ68万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,656万4,000円としたもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月26日に専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。5ページを御覧ください。歳入であります。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料100万円の増額は、1節、現年度分普通徴収保険料の見込みによる増などの増減によるものであります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金325万1,000円の増額は、交付額の確定によるものであります。

6ページをお開きください。6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金143万円の減額は、介護給付費の確定見込みによるものであります。

5目その他一般会計繰入金114万4,000円の減額は、事務費の確定見込みによるものであります。

次に、歳出であります。10ページをお開きください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費522万7,000円の増額は、居宅介護サービス給付費の見込みによるものであります。

11ページを御覧ください。5款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費110万9,000円の減額は、19節、通所型サービス事業費などの支出額の確定見込みによるものであります。

13ページを御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ68万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,656万4,000円としたものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第42号 令和元年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第42号は承認することに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第12、議案第43号 令和元年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第43号 令和元年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正は、令和元年度予算の最終的な調整を目的として、歳入歳出予算の総額からそれぞれ466万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,451万1,000円としたもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月26日に専決処分したものです。

それでは、歳入歳出事項別明細書により主なものについてご説明いたしますので、5ページを御覧ください。歳入です。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金431万1,000円の減額は、歳出の経営経常費等の減額に伴い、一般会計繰入金も減額となったものです。

7ページを御覧ください。歳出です。1款1項経営経常費、1目総務費56万5,000円の減額は、消費税及び地方消費税など所要額の確定によるものです。

2目大浦排水処理区事業管理費70万5,000円の減額、3目大沢排水処理区事業管理費88万8,000円の減額は、各処理施設の光熱水費など所要額の確定によるものです。

4目整備事業費77万8,000円の減額は、公共ます設置工事費の確定によるものです。

8ページを御覧ください。3款1項災害復旧費、2目単独漁業集落排水処理施設災害復旧費158万5,000円の減額は、災害復旧事業に係る所要額の確定によるものです。

最終行を御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,451万1,000円としたものです。

以上、提案理由の説明といたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第43号 令和元年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第43号は承認することに決定しました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第13、議案第44号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第44号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正は、令和元年度予算の最終的な調整を目的として、歳入歳出予算の総額からそれぞれ649万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,018万4,000円としたもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月26日に専決処分したものです。

歳入歳出予算の前に、5ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正であります。記載のとおり、令和元年度中の事業実施が困難と見込まれる下水道整備事業1億9,556万4,000円、災害復旧事業1億6,445万4,000円を翌年度に繰り越して実施しようとするものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細書により主なものについてご説明いたしますので、7ページを御覧ください。歳入です。2款国庫支出金、2項国庫負担金、1目下水道費国庫負担金2,067万7,000円の減額は、台風19号災害復旧事業に係る国庫負担金を減額としたものです。

8ページを御覧ください。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,456万5,000円の増額は、台風19号災害復旧事業に係る一般会計繰入金を増額としたものです。

11ページを御覧ください。歳出です。1款1項下水道管理費、2目事業管理費440万9,000円の減額は、修繕料など所要額の確定によるものです。

3目整備事業費91万2,000円の減額は、公共ます設置工事費の所要額の確定によるものです。

12ページを御覧ください。2款下水道事業費から13ページ、4款災害復旧費までは省略させていただきます。

最終行を御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,018万4,000円としたものです。

以上、提案理由の説明といたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

私からは、繰越明許、繰り越すほうの事業費について伺いたいと思います。

下水道整備事業1億9,500万円ほど繰り越すわけですが、これは新型コロナの感染症のほうの影響によるものはないでしょうかということが1点と、あとこれの最終的に繰越事業が終了するのは何月頃なのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

関議員の質問にお答えいたします。

繰越しの関係です。繰越明許費として上げております2款の下水道事業費1億9,556万4,000円については、6つの事業が入っております。主に山田地区の山田管渠布設工事、これが3件、それからマンホールポンプ、舗装復旧、あとは詳細設計の関係の予算になります。これについては、全て令和2年度中に終了となっております。あとは、4款災害復旧費1億6,445万4,000円については、下水道事業団に委託した台風関係の災害復旧費になっております。これについても令和2年度に終了ということです。これらの繰越しについて、コロナの関係はございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。山田地区3件ということで、この3件については令和2年度中ということですが、令和2年度中に新たな工事も発注の予定があるわけですか。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

令和２年度も山田地区の下水管渠の布設については、新たなのが出てくる予定でございます。
以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

分かりました。では、令和２年度もまたさらに新たな工事が始まるということで。というのは、舗装道路が結構あちこち補修みたいになっていますので、ぜひその辺も住民の皆さんが利便性を阻害されないような感じで工事を進めてくれるよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第44号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第44号は承認することに決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第14、議案第45号 令和２年度山田町一般会計補正予算（第１号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（芳賀道行）

議案第45号 令和２年度山田町一般会計補正予算（第１号）の専決処分に関し承認を求めることに

ついでご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する特別定額給付金事業や町の独自支援事業について所要の予算を編成したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月7日に専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ18億988万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億1,933万1,000円としたものであります。

それでは、事項別明細書により目の増減額が1,000万円以上の主なものについて説明いたします。

初めに、歳入であります。5ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金16億4,136万円の増額は、6節の特別定額給付金事業費国庫補助金の増などによるものであります。

2目民生費国庫補助金1,777万円の増額は、2節の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金の増などによるものであります。

15款県支出金、2項県補助金、5目商工費補助金1,513万1,000円の増額は、1節の新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助金の増などによるものであります。

6ページをお開きください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億3,562万6,000円の増額は、1節の財政調整基金繰入金の増によるものです。これにより、本補正予算時点での令和2年度末の現在高は57億1,900万円程度となる見込みです。

次に、歳出であります。7ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、25目緊急経済対策費2億1,326万3,000円の増額は、18節の事業継続給付金の増などによるものであります。

26目新型コロナウイルス感染症対策費4,109万5,000円の増額は、10節の消耗品費の増などによるものであります。

27目特別定額給付費15億3,605万9,000円の増額は、18節の特別定額給付金の増などによるものであります。

8ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童費1,777万円の増額は、18節の子育て世帯への臨時特別給付金の増などによるものであります。

最終行を御覧ください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18億988万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億1,933万1,000円としたものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。10番。

○10番 関 清貴議員

それでは、私は歳入歳出聞きますので。

歳入の特別定額給付金があるのですが、町内で多分郵送して、早速もう入っているようですので、

非常に速やかに山田町の場合は頑張っているなということで、ありがたく思いますけれども、最終的にどれぐらいの対象者があったのか教えてください。

あと次に、子育て世帯への臨時特別給付金、これは児童扶養手当の分なのかどうか。子育て世帯への臨時特別給付金の内容について教えてください。

あと、歳出のほうに行きまして、地域安全対策費の町の防犯協会補助金170万円、これはどのようなものに対する補助金なのか教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

それでは、私のほうから特別定額給付金についてご答弁させていただきます。まず、予算については、国からの概算の情報を上げろということでございましたので、4月1日時点の人数から導き出した予算となっております。今回の給付の対象は、4月27日時点で住民基本台帳に登録された者というふうに指定されておりますので、それによりますと本町では6,557世帯、1万5,197人が対象となります。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川口徹也）

私からは、子育て世帯への臨時特別給付金について説明いたします。これにつきましては、児童手当を受給している子供に対して支給するというもので、3月末時点で約1,600人を見込んでおります。

もう一点の防犯協会補助金170万円につきましては、現在防犯協会の運営に関しましては、町からの補助金と区長さん方をお願いして募金をしていただいているその資金を使って運営しております。今般コロナウイルスの関係で、個人の方から寄附を頂くという状況でないために、町からの防犯協会に対する補助金ということで、170万円計上したものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

4月27日現在の住民基本台帳から出したということで、分かりました。

あと、子育て世帯への臨時特別給付金ですが、児童手当ですか。私、児童扶養手当だと思っていたのですが、児童手当なわけですね。そうすれば、被用者保険等に参加している方々にもそれを交付するということになるわけですか。

もう一つ、2点目、あと防犯協会のほうの補助金、今年はまず募金を集めないことになってこうな

ったのだけれども、前年度と比較して防犯協会のほうには十分な金額になりますか、この金額が、170万円が。募金で集めた金額に比較して、かなり低くなったとか、結構170万円なら十分だというような感覚での170万円なのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川口徹也）

1点目の児童手当につきましては、扶養手当でなく、児童手当を支給しているということでございます。

防犯協会につきましては、令和元年度の決算が、募金で頂いた分が百七十数万円ということで、ほぼ同額を見込んでの計上ということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

そうすれば、3点目の防犯協会について再度お聞きしますが、町なかに民間交番を設置したわけですが、それらの維持管理についても、この補助金のほうに含めていると解釈してよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川口徹也）

維持管理の分につきましては、当初予算で50万円いただいておりますので、その分を使いながら、超える分はこの170万円の分に組み込んでいく可能性もあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番 昆 清議員

歳出の中の7ページですが、テークアウトサービスを導入した事業者は山田町内で何件ぐらいあるか、ご存じであればお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

現在町のホームページでも紹介しておりますが、約30事業者というところで、今回の補正についても30事業者ということで見積もっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番黒沢一成議員

定額給付のほうですけれども、受付が始まってから2週間ぐらいだと思うのですけれども、何割ぐらいの方が申込みしておられるのか。

その申し込んだ方のうちで、オンラインがうまくいっていないという自治体もあるようなのですけれども、町のほうはオンラインの申込者が何割ぐらいいるのかと、うまくいっているのかどうかお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

それでは、給付状況についてお答えいたします。ご承知のとおり、本日付で各金融機関に振り込んでございます。これは、5月15日までの受付分ということで、世帯数では4,633世帯、約70%、人数では1万1,274人、74%。次に、6月2日に振込予定でございまして、これはもう既に決定しておりますが、6月2日の分は1,100世帯、合計で約5,700世帯、86.9%、人数で2,226人、合計で1万3,500人ということで、約90%にこの6月2日になれば給付できるという見込みでございます。

オンラインなのですけれども、毎日データが来るのですが、約30、40の世界です。多分暗証番号とかで町民課のほうにも問い合わせが来ているようですので、一部実施した方はあるのだと思いますが、私もちょこっとやってみたのですが、郵送でやったほうがはるかに早いというふうに感じておりまして、そちらのほうを推奨、公ではないのですけれども、問い合わせがあった場合は、書いて出せばすぐですよというようなお話はしているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番山崎泰昌議員

私も歳出のほうでお願いします。26目の消耗品費、これについて説明をお願いします。

それと、27目、ここに給付事務補助員の報酬と、あとは職員手当、これが計上されていますけれども、結構なボリュームのメニューなので、既存の体制でうまくこれを回せるのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

消耗品費のほうになりますけれども、主に衛生材料費がこのうちの3,712万7,280円となっております。主なものは、手指消毒用のアルコール、それから環境整備用の手袋、マスク、あとは患者が発生

した場合の対応するための防護服等になっております。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

ただいまの人件費の関係でございますが、一応この項目については政府のほうから概算で上げてほしいということでございましたので、考えられる経費を計上したものでございます。この臨時事務補助員は、正直言って探す時間すらないという状況なので、現在使っておりません。体制は、総務課職員15名と各課からの応援、約25人ぐらいで今申請書の送付、申請書のチェック、それからデータ入力、それから振込というような作業を行いました。現時点で、もう峠は過ぎておりますので、落ち着いているのかなと思っております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番山崎泰昌議員

もし人的な補助と言ったらおかしいですけども、いろいろ仕事が中断している民間企業もあるわけだし、募集すればそれなりのことはできると思いますので、峠は越したとは言っていますけれども、まだ何か先があるか分からないので、その辺は検討しておいたほうがいいと思います。これは意見でいいのです。

1 点目のほうは、これは全てを庁舎で使うということで理解していいのですか。それとも、町で買って、ほかの養護施設とか、医療関係とか、そっちのほうにも支給するというふうなことなのかどうかの説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

先ほど挙げました衛生材料費は、主に庁内、公共施設を使用する場合の施設管理での衛生環境整備用の消毒液とか、公共施設に設置する消毒薬等になっておりますので、町で使う分のみ掲載しております。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番山崎泰昌議員

さっきの説明では、防護服までにも触れていたのだけれども、では町の職員がそういう危険性に遭うという場面も想定しているのですか。

あともう一点は、公共施設に置くというのは、それはありなのですけども、規制もかけないで、ただ置きっ放しというのはちょっと整合性が合わないので、その辺はどういうふうに管理するのか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

防護服の件につきましては、町内で患者さんが発生した場合、公共施設であれば町の職員が消毒に当たりますので、そのときに防護服を着たりしますし、あとは在宅で介護を受けている方の家族が、介護者のほうが感染が認められた場合、要介護者の介護に当たる部分につきまして、介護事業者に住宅サービスの継続を委託するに当たりまして、そちらの介護事業者のほうに防護服等を提供することがございます。

あとは、公共施設についてのアルコール消毒の設置状況につきましては、規制のほうを今後考えていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第45号 令和2年度山田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は承認することに決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第15、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで佐々木教育長の退席をお願いします。

（佐々木茂人教育長退場）

○議長（昆 暉雄）

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて、その提案理由をご説明させていただきます。

佐々木茂人教育長の任期が令和2年6月4日で満了となることから、引き続き教育長の任命につき議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料を御覧ください。氏名、佐々木茂人。生年月日、昭和30年1月8日生まれ。住所、岩手県下閉伊郡山田町大沢第9地割201番地1。最終学歴、大東文化大学文学部卒業。主たる経歴、洋野町立角浜小学校長、山田町立豊間根小学校長、山田町立船越小学校長、山田町教育委員会教育長。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論は、山田町議会先例65により省略とします。

これより同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（職員により議場閉鎖）

○議長（昆 暉雄）

ただいまの議長を除く出席議員は13名です。

ここでお諮りします。山田町議会会議規則第29条第2項の規定により、立会人に7番山崎泰昌君、8番佐藤克典君、9番木村洋子さんを指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、立会人に7番山崎泰昌君、8番佐藤克典君、9番木村洋子さんを指名します。

投票用紙を配付します。

（職員により投票用紙配付）

○議長（昆 暉雄）

念のため申し上げます。山田町議会会議規則第77条の規定により、本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかなでない投票は、山田町議会会議規則第77条の2により否とすることになっております。

投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認）

○議長（昆 暉雄）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、議長席に向かって右のほうから登壇の上投票し、左のほうから自席に戻っていただきます。

職員の点呼に応じて順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長（福士雅子）

1 番昆清議員、2 番阿部吉衛議員、3 番吉川淑子議員、4 番豊間根信議員、5 番菊地光明議員、6 番黒沢一成議員、7 番山崎泰昌議員、8 番佐藤克典議員、9 番木村洋子議員、10 番関清貴議員、11 番横田龍寿議員、12 番坂本正義議員、13 番阿部幸一議員。

（事務局長の点呼により投票）

○議長（昆 暉雄）

投票漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。7 番山崎泰昌君、8 番佐藤克典君、9 番木村洋子さん、開票の立会いをお願いします。

開票願います。

（職員が開票事務を行い、立会人が確認）

○議長（昆 暉雄）

投票の結果を報告します。

投票総数13票、賛成12票、反対1票。

以上のとおり賛成多数です。

よって、同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しまし

た。

ここで議場の閉鎖を解きます。

(職員により議場開鎖)

(佐々木茂人教育長入場)

○議長（昆 暉雄）

佐々木教育長に申し上げます。同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで、教育長より挨拶をしたい旨申入れがありますので、これを許可します。

教育長、登壇の上ご挨拶願います。

○教育長（佐々木茂人）

このたびの教育長の任命につきまして同意をいただきましたこと、心から御礼を申し上げます。2期目ということで、今まで以上に山田町の教育のさらなる向上のために一生懸命尽くしてまいり所存でございます。議員の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げ、挨拶いたします。ありがとうございました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会いたします。

午後 2時09分閉会